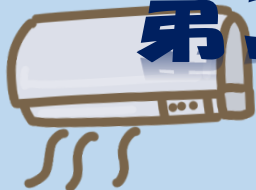
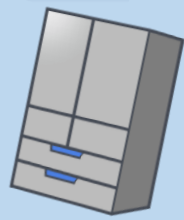


省エネ家電等買換え補助金 第3弾スタート!!



**長崎市民
限定**

先着順です!

省エネ性能の高い家電等の買換えを検討してみませんか?

下記①～④の対象商品への**買換え**を最大**3万円**補助します!

購入対象期間

令和7年2月14日(金)～

申請受付期間

令和7年2月14日(金)～令和8年1月末※

※申請書到着日で先着順の受付となり、予算額に達した場合は受付は終了となります。

《必ずお読みください!!》

- 商品購入後に申請してください。
- 対象製品をよく確認のうえ、ご購入ください。
- 申請に必要書類は、必ず裏面をご確認ください。
- 詳細はホームページに記載しています。申請前に必ずご確認ください。

※市ホームページはこちら→



補助対象商品	補助率	補助上限額	条件等
①エアコン	1/6	3万円	最新の省エネ基準達成率が100%以上のもの  ←このマークが目印です (省エネ基準達成率100%以上(緑色)) 省エネ型製品情報サイト (https://seihinjyoho.go.jp/)でお確かめください。
②冷蔵庫			
③給湯器			
④LED照明器具	1/2	5千円	LED照明は正しく使いましょう ～本来使用してはならない照明器具を使うと発煙、発火などの原因に!～ LEDには使えない照明器具をLEDに使用すると、発煙、発火の可能性があります。 (消費者庁通知ホームページ) https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2018/pdf/consumer_safety_release_190327_0001.pdf

※長崎市民であること

※市税の滞納がないこと

※商品の価格が

5万円以上(LED照明は5千円以上)であること
(税抜価格。送料や設置工事費用は含みません)

※①～④いずれかの対象機器について、

1世帯1台まで(④のみ複数台可)

※市内店舗での購入のみ対象

※「アクトコイン」※に登録していること

※「アクトコイン」とは、自らの環境行動の実践をポイントで可視化するアプリです。

アクトコインのダウンロードはこちら



Q「ゼロカーボンシティ長崎
ポータルサイト」で検索

お問合せ:長崎市役所 ゼロカーボンシティ推進室 095-829-1251(平日)8:45～17:30

省エネ基準達成率の確認の仕方

いずれかの方法でご確認ください

店頭やカタログで確認



省エネ基準達成率
100%以上(緑色)

資源エネルギー庁が提供する「省エネ型製品情報サイト」で確認

※こちらのサイトで確認できない商品については、対象とならない場合がございます。



詳しくはコチラから



申請に必要な書類

- 1 補助金申請書
- 2 暴力団等の排除に関する誓約書
- 3 市内店舗が発行した「購入日」「製品名」「本体価格」がわかる領収書の写し(レシート可)
- 4 型番、製造番号がわかるメーカー発行の保証書の写し
- 5 納品日又は設置日、納品先住所がわかる納品書の写し(商品を配送してもらった場合)
- 6 金融機関名、口座名義人、口座番号等が明記されている通帳等の写し(見開き1ページ目)
- 7 エアコン、冷蔵庫については買換え前製品の家電リサイクル券排出者控えの写し
- 8 給湯器、LED照明器具については買換えたことが確認できる設置前後の写真
(→設置前後の写真的撮り忘れにご注意ください。)
- 9 「アクトコイン」(表面下部参照)の登録がわかるもの(登録画面を印刷したもの等:見本参照)
※ゼロカーボンシティ推進室窓口で申請する場合は、ユーザー登録画面の提示で可
※地域センター窓口にご持参の場合は、郵送と同じ取扱いとなりますので、アクトコイン登録画面を印刷したもの等(見本参照)が必要です。

《申請書提出先(郵送可※予算上限
間近ではゼロカーボンシティ推進室窓
口受付のみ)》

〒850-8685

長崎市魚の町4番1号(13階)

長崎市役所ゼロカーボンシティ推進室



家電リサイクル券(見本)



アクトコイン登録画面(見本)

補助金額の例

例) 冷蔵庫購入の場合の補助金計算

1 冷蔵庫(型番〇〇〇)	300,000円	← 補助対象(本体価格)
2 設置工事費	20,000円	
3 リサイクル料	4,730円	
4 収集運搬料	1,650円	
小計	326,380円	
値引き	-50,000円	
税込価格計	276,380円	
	(内消費税 25,125円)	
お支払額	276,380円	
- クレジットカード	250,000円	
ポイント利用	26,380円	

この場合、本体価格300,000円 - 値引き50,000円 = 250,000円(税込)

消費税も補助対象外なので、250,000円 ÷ 1.1 = 227,272円(税抜)が補助対象経費(申請書のA欄に記入)です。

227,272円 × 1/6(補助率) = 37,800円(申請書のB欄に記入)と、補助上限額 30,000円の低いほうである30,000円(申請書のC欄に記入)が補助額となります。